

「事業承継」「M&A」など 事業の再編をご検討の経営者の方へ

10年後、日本の会社は半分なくなる!?

中小企業・小規模事業者の平均年齢は、**66才**とされています。
 中小企業庁の発表では、10年以内に引退年齢に達する事業者は**245万人**。
 そのうち約半数が後継者未定の状態です。また、後継者が決まっている事業者
 においても、円滑な事業承継を行えなければ事業の継続は厳しくなります。



「事業承継補助金」とは?

後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等に対する支援であり、
 主に**経営者の交代を契機とした経営革新等を行う中小企業者等**に対して、その取組に要する経費の
 一部を補助する類型と、**事業再編・事業統合を契機とした経営革新等を行う中小企業者等**に対して、
 その取組に要する経費の一部を補助するタイプの二つの類型が対象となります。

経営者後退による承継の後に経営革新等を行う方を支援!

I型：後継者承継支援型

●対象となる取り組み：親族内承継／外部人材招聘など

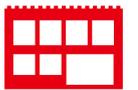


米菓製造・販売を営むY社は、先代からの事業継承をきっかけに「ハラル認証+グルテンフリー」の高品質米菓の量産のため、本補助金を利用して新たに餅つき機を導入。生産性の向上を実現し、欧米への販路拡大を目指している。

フロー



先代経営者



経営者交代

新商品の開発など



後継者

申請

I型：後継者承継支援型

	原則枠	ベンチャー型事業承認枠 又は、生産性向上枠
補助率	1/2以内 ^{※1}	2/3以内 ^{※2}
補助上限額	225万円	300万円

事業所や既存事業の廃止などの事業整理（事業転換）を伴う場合、補償額を上乗せします!

解体・処分費が発生した場合に限り、事業転換とみなされます!

上乗せ額	+225万円	+300万円
------	--------	--------

M&Aを契機に経営革新等を行う方を支援!

II型：事業再編・事業統合支援型

●対象となる取り組み：合併／会社分割／事業譲渡／株式交換・株式移転／株式譲渡など



製材用機械の製造業を営むO社は、同業のI社と経営統合を行い、製材工場に必要な機械類を統合して設計・製造・販売できる体制を強化。本補助金を活用し、大型機械の効率的な製造を可能にした。

フロー



A社

B社



A+B社

新サービスの考案など

申請

II型：事業再編・事業統合支援型

	原則枠	ベンチャー型事業承認枠 又は、生産性向上枠
補助率	1/2以内 ^{※1}	2/3以内 ^{※2}
補助上限額	450万円	600万円

事業所や既存事業の廃止などの事業整理（事業転換）を伴う場合、補償額を上乗せします!

解体・処分費が発生した場合に限り、事業転換とみなされます!

上乗せ額	+450万円	+600万円
------	--------	--------

※1 原則枠は保証率1/2以内となります。※2 ベンチャー型事業承認枠又は生産性向上枠は保証率2/3以内となります。詳しくは公募要項などをご参照ください。

補助対象者

I型:後継者承継支援型

■2017年4月1日～2020年12月31日の間に、主に経営者の交代を契機とした経営革新などを行う中小企業者等[※]

II型:事業再編・事業統合支援型

■2017年4月1日～2020年12月31日の間に、事業再編・事業統合を契機とした経営革新などを行う中小企業者等[※]

※中小企業基本法第2情に準じる中小企業社等。詳しくは公募要項をご確認ください。

補助対象経費

人件費／店舗等借入費／設備費／原材料費／知的財産権等関連費／謝金／旅費／マーケティング調査費／広報費／会場借料費／外注費／委託費

事業所の廃止、既存事業の廃業、集約を伴う場合

廃業登録費／在庫処分費／解体・処分費／原状回復費／※II型のみ「移転・移設費」も含む

審査ポイント

- ・他の補助金と同様に審査のポイントは、「新規性」「実現可能性」「生産性」「収益性」の視点が必要です。
- ・加点事由として、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」の適用及び「経営力向上計画」「経営革新計画」の承認が必要です。
- ・これまでの地域への貢献度合い（売上貢献、仕入れ貢献、雇用貢献）と将来的にどのような貢献をしていきたいかといった要素が他の補助金に比べて重要視されると考えます。

補助金交付までの流れ



コンサルタント支援内容・料金

支援内容	料金
電話相談	無料
・補足資料（事業計画書）の作成支援 ・WEB申請のご支援 （専門コンサルタントと一緒に申請支援）	着手金 10万円（税別） [I型] 後継者承継支援型 採択成功報酬30万円（税別） [II型] 事業再編・事業統合支援型 採択成功報酬80万円（税別）
実績報告書申請サポート ※ご希望がある方は支援可能です。	支援無料 （当社申請の選択で、ご希望の方）

申請受付期間：既締切済

「申請手続きが複雑そう...」「手間がかかるのでは...」というご心配はいりません。
申請書作成から実績報告まで、ワンストップでサポート致します！

↓↓↓ 詳しい内容のお問い合わせはこちらまで ↓↓↓

中小企業庁経営革新等
支援機関



No.1 税理士法人

No.1 CERTIFIED PUBLIC TAX ACCOUNTANT

税理士法人番号 第3062号

〒105-0004 東京都港区新橋2-13-8 新橋東和ビル4F

TEL:03-6457-9027 E-mail:info@number-1zh.jp

<https://www.number-1zh.jp/>